

○天理市心身障害者医療費助成条例施行規則

昭和48年10月1日規則第28号

改正

昭和55年6月30日規則第14号

昭和58年1月31日規則第1号

昭和59年6月30日規則第11号

昭和60年3月30日規則第7号

昭和61年12月27日規則第30号

昭和63年7月29日規則第22号

平成3年2月8日規則第5号

平成3年3月26日規則第12号

平成6年9月30日規則第22号

平成9年3月26日規則第16号

平成9年8月25日規則第37号

平成10年3月27日規則第9号

平成11年3月29日規則第8号

平成12年7月31日規則第24号

平成12年9月28日規則第27号

平成12年12月25日規則第41号

平成13年7月31日規則第30号

平成14年4月1日規則第16号

平成14年9月30日規則第29号

平成17年3月31日規則第4号

平成17年7月26日規則第17号

平成23年4月1日規則第9号

平成23年7月29日規則第12号

平成24年7月31日規則第23号

平成26年3月31日規則第11号

平成27年6月30日規則第30号

平成27年12月28日規則第40号

平成28年3月31日規則第11号

天理市心身障害者医療費助成条例施行規則

天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年3月天理市規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、天理市心身障害者医療費助成条例（昭和48年3月天理市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（社会保険各法）

第1条の2 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （4）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （5）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（証明書の交付申請）

第2条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、心身障害者医療費受給資格証交付申請書（様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。）に心身障害者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証及び身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添えて市長に申請しなければならない。

（証明書の交付）

第3条 市長は、受給資格証交付申請書を受理した場合において、条例第2条に定める要件に該当すると認めるときは、条例第4条第1項の規定により心身障害者医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときは、その理由を付し、心身障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書（様式第3号）を交付する

ものとする。

- 2 市長は、前条に規定する受給資格証交付申請書の提出がない場合においても、条例第2条に規定する医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、前項の規定に準じて受給資格証を交付することができるものとする。
- 3 市長は、この規則の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 4 受給資格証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

（支給方法）

第4条 条例第3条の規定により助成金の支給を受けようとする者は、心身障害者医療費助成金交付請求書（様式第4号）又は心身障害者医療費助成金支給申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（受給資格証の更新申請等）

第5条 対象者は、毎年6月1日から7月31日までの間に、心身障害者医療費受給資格証更新申請書（様式第1号）に心身障害者に係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添え、これを市長に提出して受給資格証の更新を申請することができる。

- 2 第3条の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請があった場合について準用する。

（受給資格証の再交付）

第6条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、心身障害者医療費受給資格証再交付申請書（様式第6号）により市長に再交付を申請することができる。

- 2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、その受給資格証を添えなければならない。
- 3 対象者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見した

ときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(届出)

第7条 条例第5条に規定する届出の事由は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる書類に受給資格証を添えて市長に届け出なければならない。ただし、市長は、当該届出により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

(1) 対象者が住所又は氏名を変更したとき 住所・氏名変更届 (様式第7号)

(2) 対象者の医療に関する給付を行う保険者に変更を生じたとき 加入医療保険変更届 (様式第8号)

(3) 対象者が死亡したとき 死亡届 (様式第9号)

(4) 心身障害者医療費助成金支給申請書の口座振替依頼欄に変更が生じたとき 心身障害者医療費助成金支給口座変更届 (様式第10号)

(受給資格登録の停止)

第7条の2 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が条例第7条の2に該当するときは、受給資格登録停止通知書 (様式第11号) を交付することができる。

2 市長は、前項の通知を受けた者が条例第7条の2に該当しなくなったことを確認したときは、受給資格登録停止解除通知書 (様式第12号) を交付しなければならない。

(受給者台帳の整備)

第8条 市長は、対象者について心身障害者医療費受給者台帳 (様式第13号) を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和55年6月30日規則第14号)

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則 (昭和58年1月31日規則第1号)

- 1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の天理市老人医療費助成条例施行規則等により定められていた様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。

附 則（昭和59年6月30日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第7号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている心身障害者医療費受給者台帳は、この規則による改正後の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の規定により作成された心身障害者医療費受給者台帳とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和61年12月27日規則第30号）

- 1 この規則は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき交付されている心身障害者医療費受給資格証は、当該心身障害者医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された心身障害者医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規定に基づき作成されている心身障害者医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和63年7月29日規則第22号）

この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則（平成3年2月8日規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に（中略）第3条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正前のこれらの規則」という。）の規定に基づく医療証若しくは受給資格証の交付又は更新の申請、医療費助成金の交付の請求及び所得状況変更の届けは、（中略）第3条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正後のこれらの規則」という。）の規定に基づく申請、請求及び届けとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のこれらの規則の規定に基づき交付されている医療証及び受給資格証（以下「医療証等」という。）は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後のこれらの規則の規定に基づき交付された医療証等とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前のこれらの規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で未使用のものについては、改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成3年3月26日規則第12号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に（中略）第4条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正前のこれらの規則」という。）の規定に基づき交付されている医療証及び医療費受給資格証（以下「医療証等」という。）は、その有効期間が満了するまでの間は、（中略）第4条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正後のこれらの規則」という。）の規定に基づき交付された医療証等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のこれらの規則の規定に基づき作成されている医療証等の用紙で未使用のものについては、改正後のこれらの規則の規

定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成9年3月26日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に（中略）第4条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている請求書、通知書その他の用紙で残部のあるものについては、（中略）第4条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成9年8月25日規則第37号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し（中略）、第4条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年3月29日規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月31日規則第24号）

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成12年9月28日規則第27号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に（中略）第4条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている医療費助成金

交付請求書の用紙で残部のあるものについては（中略）第4条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年7月31日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に（中略）第2条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書の用紙で残部のあるものについては（中略）第2条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年4月1日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に（中略）第4条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている医療費助成金交付請求書の用紙で残部のあるものについては、（中略）第4条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年9月30日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に（中略）第4条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている医療費助成金交付請求書等の用紙で残部のあるものについては（中略）第4条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月26日規則第17号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月29日規則第12号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の天理市母子医療費助成条例施行規則、第2条の規定による改正前の天理市乳幼児医療費助成条例施行規則又は第3条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、第1条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第2条の規定による改正後の天理市乳幼児医療費助成条例施行規則又は第3条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年7月31日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第2条の規定による改正前の天理市乳幼児医療費助成条例施行規則又は第3条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、第1条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第2条の規定による改正後の天理市乳幼児医療費助成条例施行規則又は第3条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助

成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成26年 3 月 31 日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の天理市子ども医療費助成条例施行規則又は第 3 条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている請求書等の用紙で残部のあるものについては、第 1 条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第 2 条の規定による改正後の天理市子ども医療費助成条例施行規則又は第 3 条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年 6 月 30 日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の天理市子ども医療費助成条例施行規則又は第 3 条の規定による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、第 1 条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第 2 条の規定による改正後の天理市乳幼児医療費助成条例施行規則又は第 3 条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年12月28日規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の生活保護法施行細則、第2条の規定による改正前の支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、第3条の規定による改正前の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第4条の規定による改正前の天理市子ども医療費助成条例施行規則、第5条の規定による改正前の天理市養育医療の給付に関する規則、第6条の規定による改正前の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則又は第7条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の規定に基づき作成されている台帳、申請書等の用紙で残部のあるものについては、第1条の規定による改正後の生活保護法施行細則、第2条の規定による改正後の支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、第3条の規定による改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第4条の規定による改正後の天理市子ども医療費助成条例施行規則、第5条の規定による改正後の天理市養育医療の給付に関する規則、第6条の規定による改正後の天理市中心身障害者医療費助成条例施行規則又は第7条の規定による改正後の障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条、第5条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第7条関係）

様式第11号（第7条の2関係）

様式第12号（第7条の2関係）

様式第13号（第8条関係）